

「ローカル県民会議」開催事業負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議（以下「県民会議」という。）の会員が、地域の多様な県民を巻き込む行事等を企画・運営し、その取組や県民会議の周知を図り、活動の輪を広げることを目的として事業を実施する場合に、当該会員に対して、県民会議が予算の範囲内で負担金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 負担金の交付対象者は、県民会議の会員とする。

(交付対象事業)

第3条 負担金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。（同一の交付対象者における事業は3回を上限とする。）

- (1) 県民会議の認知度を高めるとともに、人と人との交流が深められる事業
- (2) 「ローカル県民会議」の名称を事業名に使用する事業
- (3) 事業の一部に次に掲げる取組をいずれも実施する事業
 - ア 信州未来共創戦略及び県民会議に関する紹介及び説明を行うこと
 - イ アの内容を踏まえ、参加者が対話等を行う機会を設けること
- (4) 県内で実施し、幅広く県民を参加対象とする事業
- (5) 参加者数は10名以上（主催者含む）である事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象としない。

- (1) 県民会議の信用又は品位を害し、又は害するおそれのある事業
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのある事業
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用のおそれのある事業
- (4) 営利を主たる目的として実施する事業
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者の利益になるおそれのある事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県民会議会長（以下「会長」という。）が不適当と認める事業

(交付対象経費)

第4条 交付対象となる経費及び交付対象外となる経費は、事業実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 対象経費

講師等謝金・旅費、賃借料、業務委託費、印刷費、通信運搬費、消耗品費、保険料、その他会長が認めた経費

(2) 対象外経費

交付対象者(団体構成員を含む。)等に対する謝金・旅費、恒常的な運営費、定期刊行物印刷費、事業外に転用できる消耗品・備品購入費、飲食費、人件費その他会長が不相当認めた経費

(負担金の額)

第5条 負担金の額は、5万円を上限として会長が定める額とし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。

(負担金の計画申請)

第6条 負担金の交付を受けようとするものは、計画承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出するものとする。

(1) 事業実施計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 団体の役員名簿(団体の場合に限る。)

(4) 団体の定款又は規約(団体の場合に限る。)

(5) 行事等の実施要領又は企画書

(6) その他会長が必要と認める書類

(計画承認)

第7条 会長は、前条の規定による申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し、適当であると認めるときは、計画承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 前条の規定により通知を受けたものは、対象事業の内容を変更するとき又は対象事業の実施を中止するときは、計画変更(中止)承認申請書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 計画承認通知を受けたものは、事業終了後1ヶ月以内又は計画承認した日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書兼交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添え会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第7号)
- (2) 収支精算書(様式第8号)
- (3) 事業実施に係る配布資料、記録写真等
- (4) 事業実施に係る領収書その他支出を証する書類

(負担金の交付)

第10条 会長は、前条の規定による申請を受け、内容を審査し適当と認めた場合は、負担金を交付するものとする。

(計画承認の取消)

第11条 会長は、計画承認を受けたものが災害その他特別の理由による場合を除くほか正当な理由なく次の各号のいずれかに該当する場合には、承認した計画の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 正当な理由なく行事等を中止したとき
- (3) 負担金を他の用途に使用したとき
- (4) その他法令に違反したとき

2 会長は、前項の規定により負担金の計画承認を取り消した場合、既に負担金が交付されているときは、返還期限を定め負担金の全部又は一部の返還を求めることができる。

附則

- 1 この要綱は、令和8年6月12日から施行する。
- 2 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて会長が別に定める。